

# 第 8 章

## 地域共生社会の実現

### 1節 住み慣れた地域で暮らし、互いに支え合う社会づくりの推進

#### 1 住み慣れた地域で暮らし、互いに支え合う社会づくりの推進

##### 現状と課題

##### ■地域共生社会の理念

- ・ 地域福祉分野における公的支援はこれまで、対象者ごとに「縦割り」で整備され、「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されてきました。
- ・ しかしながら、高齢の親と無職独身の子が同居しているケースや介護と育児に同時に直面するケースなど、現状の体制では対応が困難な課題が新たに生じています。
- ・ このような複合化・複雑化する地域福祉の課題を解消する仕組みとして、地域住民が他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや、複合的な悩みを「丸ごと」受け止める場づくりを内容とする「地域共生社会」の理念が生まれました。
- ・ 本県でも、「地域共生社会」の理念に照らして、高齢者や障害者、子どもなど全ての人々が住み慣れた地域で、人との関わりを維持しながら暮らすことができる地域社会の実現を目指し、相互に支え合うコミュニティの形成と総合的な支援に向けた体制づくりのための取組を推進しています。(秋田県地域福祉支援計画、2018年度(平成30年度)～2023年度(平成35年度))

##### ■地域包括ケアシステムの理念の普遍化

- ・ これまで地域包括ケアシステムについては、高齢者支援を中心に進めてきたところですが、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケースや制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行くことができず、地域の中で孤立や時には排除されてしまうケースなど、分野ごとでは対応が困難な新たな課題が生じています。
- ・ このような課題に対応するため、地域特性に応じた体制構築を図るとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という地域包括ケアシステムの考え方を、障害者や子ども、生活困窮者などの支援に広げていく必要があります。
- ・ また、このような地域の課題を抽出して、包括的な支援に結びつける地域のリーダーの担い手が減少していることも課題となっており、更なるリーダーの育成が必要です。
- ・ 加えて、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という固定的な関係性に陥ることのないよう、住民の参加を進める必要があります。

## 今後の取組

### ◆市町村の地域福祉計画

- ・ 地域における様々な課題や多様なニーズに対応し、関係機関等と連携しながら、地域福祉施策を計画的に推進するため、市町村における地域福祉計画の策定に向けた支援を行います。

### ◆地域福祉を推進する体制づくり

- ・ 市町村が行う地域福祉施策への支援とともに、包括的な支援体制の構築に向けた支援を行います。

### ◆誰もが住みやすい地域づくり

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、高齢者や障害者、子どもなどに対する福祉サービスの充実等の取組を推進します。

### ◆地域福祉を支える人づくり

- ・ 福祉に対する理解と参加を促進するとともに、福祉人材の確保・育成を進めます。

### ◆福祉サービスを適切に利用できる基盤づくり

- ・ 生活困窮者自立支援、権利擁護、福祉サービスの質の向上を推進します。

### ◆包括的支援体制の整備

- ・ 「地域包括ケア」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子どもなど、生活上の困難を抱える全ての方への包括的な支援体制を整備します。
- ・ 地域福祉の観点から、地域の課題を抽出し、解決に導くリーダーとなる人材の育成を行います。
- ・ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体を中心となり、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことができる社会の実現を目指します。
- ・ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険及び障害福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付け、一体的な支援ができるように努めます。

# 第8章 地域共生社会の実現

## 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

### 「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

### 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

#### 地域丸ごとつながりの強化

#### 専門人材の機能強化・最大活用

### 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

#### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

資料：厚生労働省

## 2 介護に取り組む家族等への包括的支援体制の構築

### 現状と課題

#### ■包括的支援体制の構築

- ・ 高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みを設けることで、家族による過度な介護負担が軽減された面もありますが、介護サービスを利用している場合でも、多くの家族は何らかの心理的負担や孤立感を感じており、特に認知症の人を介護している家族にこの傾向が見られます。

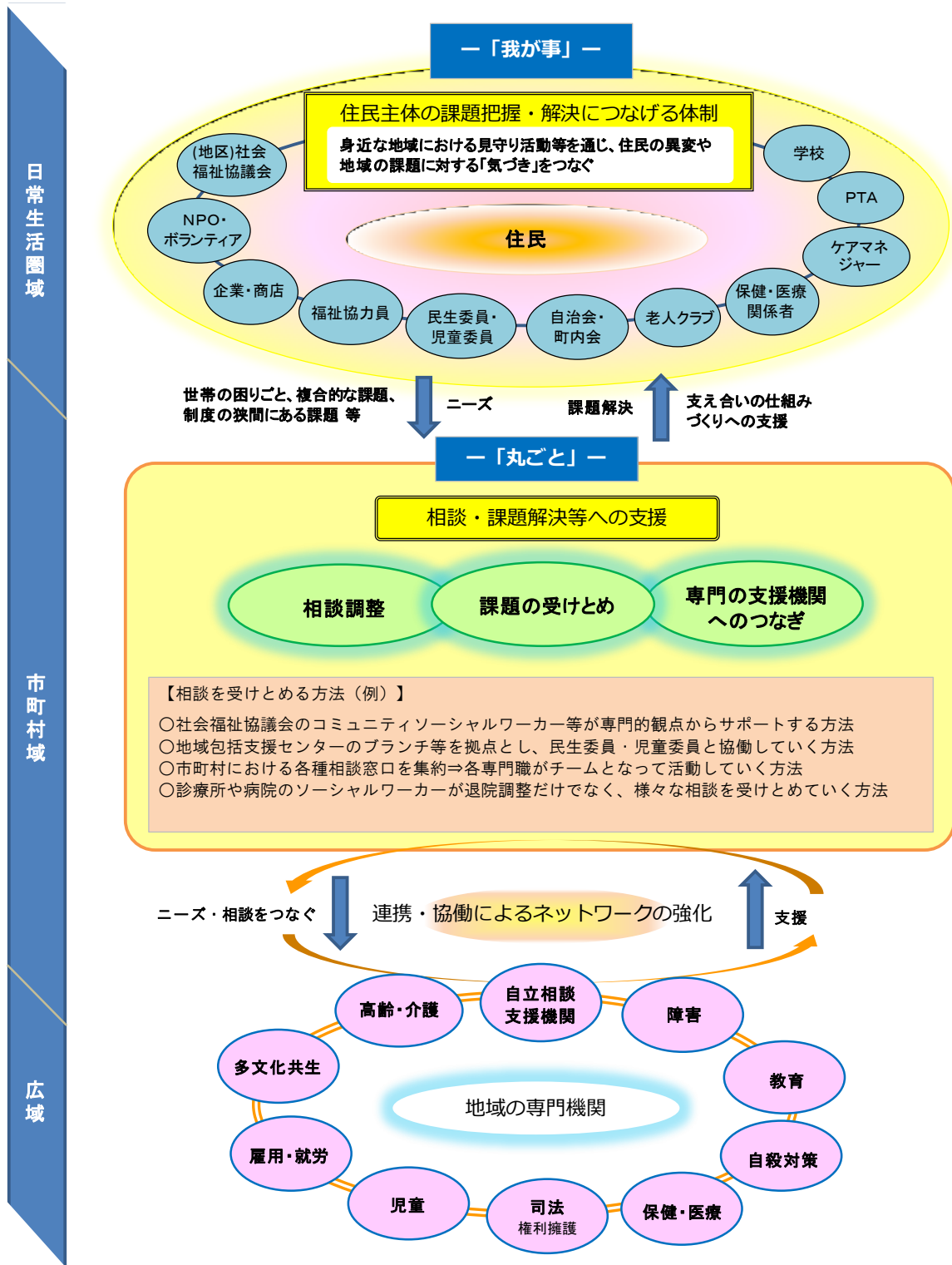
### 今後の取組

#### ◆介護に取り組む家族等への相談・支援体制の強化

- ・ 介護に取り組む家族への支援として、必要な介護サービスの確保を図るとともに、介護休暇の取得や在宅勤務など柔軟な働き方の確保、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ります。
- ・ 高齢者総合相談・生活支援センターを運営し、福祉用具等の展示や各種相談への対応を行うほか、自立支援・介護予防に関する講座を開催します。
- ・ 利用者からの相談を受けた際、利用者自身とその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じ適切な機関へつなぐことができるよう、相談体制を構築します。

# 第8章 地域共生社会の実現

## □地域包括支援体制のイメージ



資料:「秋田県地域福祉支援計画」